

2011年4月1日

## 用賀商店街キャラクター「よっきー」着ぐるみ貸出について

用賀商店街振興組合

### 着ぐるみ貸出窓口のご案内

【貸出窓口】「よっきー」事務局（ハロー\*ようが内 用賀まちづくり㈱）

【住所】〒158-0097 用賀 4-12-14

【電話、FAX】03-5797-9530

### 着ぐるみ貸出手順

1. 「よっきー事務局」あてお電話で着ぐるみの空き状況をご確認いただき、仮予約を入れてください。
2. 仮予約後、『用賀商店街キャラクター「よっきー」使用申込書』をよっきー事務局にご提出ください。（ご持参もしくはファックス）
3. 着ぐるみの貸出・返却にあたっては、「ハロー\*ようが」または指定する場所までお越しください。
4. 着ぐるみ使用の際は、「着ぐるみ貸出規程」をよく読み、正しい使い方を守ってくださいますようよろしくお願いいたします。

### 各種資料

1. 用賀商店街キャラクター「よっきー」使用申込書
2. 「よっきー」着ぐるみ貸出規定

## 用賀商店街キャラクター「よっきー」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、用賀商店街キャラクター「よっきー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用者)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は用賀商店街振興組合の組合員であること。

### (使用の申し込み)

第3条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、『用賀商店街キャラクター使用申込書』を、使用の10日前までに「用賀まちづくり株」（以下「事務局」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の6ヶ月前から、先着順に受け付けるものとする。

### (使用承諾の通知)

第4条 事務局は、使用者に対し、使用日の3日前を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

### (使用承諾基準)

第5条 事務局は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 用賀商店街の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、用賀商店街振興組合または事務局が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

### (使用料)

第6条 使用料は下記の料金表の通りとする。

コース	内容	料金	備考
基本	よっきー着ぐるみ 3時間 貸出し	20,000円	但し、事前レクチャー受講のこと
オプション	人員の派遣 1人当たり	10,000円	よっきーを動かすにあたっては、2人以上の人員が必須

### (使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『用賀商店街キャラクター「よっきー」着ぐるみマニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 「よっきー」事務局より、事前に使用方法のレクチャーを受けること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 申込書の記載どおりに使用すること。(5) 使用期間を遵守すること。
- (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) その他、用賀商店街振興組合が、または事務局が特に付した条件に従って使用すること。

### (使用の承諾の取消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、用賀商店街振興組合ならびに事務局は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、用賀商店街振興組ならびに事務局は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、用賀商店街振興組合が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

